

球磨村告示第41号

令和7年第9回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月28日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和7年12月8日

2 場 所 球磨村議会議場

---

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

宮本 宣彦君

板崎 壽一君

東 純一君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

高澤 康成君

田代 利一君

---

12月9日に応招した議員

同 上

---

12月10日に応招した議員

〃

---

12月11日に応招した議員

〃

---

12月12日に応招した議員

〃

---

○応招しなかった議員

---

---

令和7年 第9回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和7年12月8日(月曜日)

場所 球磨村議会議場

---

議事日程(第1号)

令和7年12月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 承認第6号 専決処分の報告及び承認について(令和7年度球磨村一般会計補正予算)
- 日程第5 議案第57号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第6 議案第58号 財産の無償譲渡について(渡みんなの家)
- 日程第7 議案第59号 財産の無償譲渡について(神瀬みんなの家)
- 日程第8 議案第60号 球磨村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第61号 球磨村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第62号 球磨村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第63号 球磨村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第64号 一勝地交流センター「かわせみ」の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第65号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第14 議案第66号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第67号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第68号 令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第17 議案第69号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第18 同意第2号 球磨村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第19 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第20 発議第7号 球磨村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 承認第6号 専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村一般会計補正予算）
- 日程第5 議案第57号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第6 議案第58号 財産の無償譲渡について（渡みんなの家）
- 日程第7 議案第59号 財産の無償譲渡について（神瀬みんなの家）
- 日程第8 議案第60号 球磨村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第61号 球磨村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第62号 球磨村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第63号 球磨村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第64号 一勝地交流センター「かわせみ」の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第65号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第14 議案第66号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第67号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第68号 令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第17 議案第69号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第18 同意第2号 球磨村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第19 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第20 発議第7号 球磨村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

---

出席議員（9名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 永椎樹一郎君  | 2番 西林 尚賜君 |
| 3番 宮本 宣彦君  | 4番 板崎 壽一君 |
| 5番 東 純一君   | 7番 嶽本 孝司君 |
| 8番 舟戸 治生君  | 9番 高澤 康成君 |
| 10番 田代 利一君 |           |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子

書記 野々原真矢

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	上薮 宏君
教育長	大瀬 克彦君	政策審議監	門垣 文輝君
総務課長	高永 幸夫君	復興推進課長	蔵谷 健君
税務住民課長	大岩 正明君	保健福祉課長	友尻 陽介君
産業振興課長	淋 辰生君	農業委員会事務局長	山口 智幸君
建設課長	毎床 公司君	会計管理者	松舟 祐二君
教育課長	毎床 貴哉君		

---

午前10時00分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は第9回定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第9回球磨村議会定例会を開会します。

会議に先立ち、9月定例会以降の行事と、諸般の報告をします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告に返させていただきます。

続いて、9月定例会以降の例月出納検査について、市議会推選監査委員板崎壽一君にその報告をお願いします。板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） おはようございます。9月定例会以降の例月出納検査の結果について、ご報告申し上げます。

令和7年8月、9月、10月分の結果については、報告書のコピーをお手元に配付しておりますが、検査の結果につきましては、それぞれ何ら不正の点は見受けられず、全て適正でありました。

なお、数値等の詳細については、報告書を事務局に備えてありますので、御覧ください。

以上で、例月出納検査の報告を終わります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、7番、嶽本孝司君、9番、高澤康成君を指名します。

---

## 日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） したがって、会期は本日から12月12日までの5日間に決定しました。

---

## 日程第3. 一部事務組合議会報告

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、一部事務組合議会の報告を行います。

まず、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。おはようございます。

人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和7年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和7年11月27日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催をされました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、7番、錦町、吉田議員、8番、多良木町、前田綾議員が指名をされました。

日程第2、会期の決定では、議会群から中村龍喜役議会運営委員長の報告の後、会期を、11月27日に開会し、翌28日から12月23日までを休会、12月24日を閉会とする28日間に決定をされました。

日程第3、行政報告では、理事会代表理事から、令和7年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、令和6年度決算特別委員会委員長報告を受け、質疑、採決を行い、全員一致で認定となりました。決算の認定に関する令和6年度決算特別委員会による審査が全て終了し、議長から解散の宣言がなされました。

日程第5、議案第12号人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第13号人吉球磨広域行政組合葬斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程7、議案第14号人吉

球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第8、議案第15号熊本縣市町村総合事務組合の共同処理にする事務の変更及び規約の一部変更について、この4件の提案理由を一括して理事会代表理事から説明を受けました。

続けて、議案第12号から議案第14号の3件について、事務局長から補足説明を受け、議案ごとに審議、採決を行い、3件とも原案のとおり可決をいたしました。

以上で定例会1日目の審議を終了し、散会をいたしました。

なお、一般質問及び議案第15号の採決は、閉会日の12月24日に行われることとなりました。

以上、令和7年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果について報告をいたします。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

それでは、これから議案の上程を行います。

---

#### 日程第4. 承認第6号 専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村一般会計補正予算）

○議長（舟戸 治生君） 日程第4、承認第6号専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村一般会計補正予算）を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めましておはようございます。令和7年第9回球磨村議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただき、ここに第9回定例会が開会されますことに厚く御礼を申し上げます。

今回の定例会では、承認1件、議案13件、同意1件、諮問1件を上程させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、上程いただきました承認第6号専決処分の報告及び承認について、ご説明を申し上げます。

今回当初予定していなかった要望活動に伴い旅費を補正する必要がございましたので、令和7年度球磨村一般会計補正予算について、令和7年11月19日に専決処分を行っております。

補正予算の内容につきましては、歳出において国への要望活動関連経費を増額して補正しております。

歳入につきましては、繰越金を増額しております。このようなことから、134万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ58億3,589万6千円といたしております。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

承認第6号専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村一般会計補正予算）を議題とします。ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。私は今理由がありましたとおり、本当にこの前の要望活動については、執行部も村長以下、総務課長、復興推進課長、建設課長、産業振興課長、ご同行いただいて、議会も一緒に、非常に意義のあるといいますか、そういう要望活動ができたんだろうと思います。

今後におきましても、こういう村にとって本当に有効であれば、有効ということであれば、やはりそうやって補正といいますか、財源が厳しい中ではございますけども、その吟味をしながら、要望活動に行っていたきたいなと思っておるところでございます。早速、そういう成果が出ているようなことも聞いておりますので、やはり要望に行つて、やはり村の現状、村が今抱えている課題等々についても要望いただければ、そういう結果が参ってくると思いますので、村長だけではなくて、担当課長がいらっしゃると思いますけれども、そういうことを重ねて、ぜひ今後も要望活動に行っていたければということをお願いをしたいと思つています。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があつており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第6号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがつて、承認第6号は原案のとおり承認されました。

---

**日程第5. 議案第57号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、議案第57号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第57号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について提案理由をご説明申し上げます。

本村が加入しております、熊本県市町村総合事務組合の規約第3条第10号に規定する交通災

害事務から、令和8年3月31日をもって菊池市が脱退いたします。そのため、地方自治法第286条第1項の規定により、加入する関係団体の協議により、熊本縣市町村総合事務組規約の一部を変更する必要があるが、地方自治法第290条の規定により、規約を変更しようとするときは加入する関係団体の議会の議決を経る必要があるが、同文による議決をお願いするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

**日程第6. 議案第58号 財産の無償譲渡について（渡みんなの家）**

**日程第7. 議案第59号 財産の無償譲渡について（神瀬みんなの家）**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、議案第58号財産の無償譲渡について（渡みんなの家）と日程第7、議案第59号財産の無償譲渡について（神瀬みんなの家）については、財産の無償譲渡についての議案ですので、2議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第58号及び議案第59号、財産の無償譲渡について、提案理由をご説明申し上げます。

今回、村有財産を無償にて譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

譲渡する村有財産は、渡地区と神瀬地区に設置してある、通称みんなの家でございます。みんなの家につきましては、令和2年7月豪雨災害で被災した地域の再建支援として、熊本県が定めた、被災した公民館に代わるみんなの家の整備方針に基づき、日本財団の基金を活用し建設が行われた後、一般社団法人熊本県建築住宅センターより、渡みんなの家が令和6年1月17日に、神瀬みんなの家が令和7年6月26日に球磨村に無償譲渡されました。

これに伴いまして、議案第58号では、渡乙393番地4に所在します木造平屋建て、床面積88.6平米の渡みんなの家を山口地区自治会へ、議案第59号では、神瀬甲1080番地8に所在します、木造平屋建て、床面積110.45平米、神瀬みんなの家を神瀬みんなの家運営委員会へ、村から無償譲渡行うものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

**日程第8. 議案第60号 球磨村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第8、議案第60号球磨村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第60号球磨村乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

子ども・育て支援法の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が導入され、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度が開始されます。

本制度は、令和8年度から全国の自治体において事業の実施が義務づけられており、事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について、国が定める基準を基に市町村が条例を定め、その基準に適合する事業所に対して許可する必要があることから、本条例を制定するものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

### 日程第9 議案第61号 球磨村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第9、議案第61号球磨村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第61号球磨村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

球磨村簡易水道事業を安定的、継続的に実施していくためには、今後見込まれる施設更新、需要に対応できる料金体系を構築し、経営の健全化を確保する必要があります。

そのため、施設の老朽化を体系的に把握できる減価償却制度の導入や資産、負債を明確化できる複式簿記による経理を行うため、地方公営企業法の財務規程を適用し、公営企業会計へ移行する必要があることから、新たに条例を制定するものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

### 日程第10 議案第62号 球磨村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第10、議案第62号球磨村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第62号球磨村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

球磨村簡易水道事業において、地方公営企業法の財務規程を適用し、会計制度を公営企業会計へ移行することに伴い、独自採算性に基づく経営成果としての利益である剰余金や、損失である

欠損金が発生することから、剰余金の使途や欠損金の補填方法に関する規定を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第11. 議案第63号 球磨村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第11、議案第63号球磨村税条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第63号球磨村税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、現在、身体障害者等の軽自動車税の減免手続については、納税通知書が届いてから納付期限である4月30日までに行わなければなりません。軽自動車協会から申告書受理後、早急に賦課処理を行っても、納税通知書の発送が4月中旬頃になるため、減免申請に十分な日数が確保できない現状でございます。

このため、納期月を5月とすることで、納税通知書を余裕をもってお届けすることができ、減免の申請にも十分な日数を確保することが可能となることから改正を行うものでございます。

また、固定資産税につきましては、課税基準日が1月1日であり、第1期の納期月を5月としておりますが、第1期の納期月を7月に変更することで、納税義務者の死亡による相続人の特定と賦課替えの事務について、より正確な確認作業を行うことができることと、現在、4月1日から5月31日まで行っている固定資産税名寄帳の縦覧期間を7月31日までとすることが可能となり、納税義務者自身の固定資産税が適正に賦課されているか、納付される前に余裕をもって確認することができるようになるものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第12. 議案第64号 一勝地交流センター「かわせみ」の指定管理者の指定について

て

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第12、議案第64号一勝地交流センター「かわせみ」の指定管理者の指定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第64号一勝地交流センター「かわせみ」の指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

令和6年末で株式会社トラックセッションとの合意解約により、現在は村直営の管理運営体制

となっております。

一勝地交流センター「かわせみ」につきまして、新たに指定管理者の公募のため、令和7年7月1日から8月22日まで公告を行い、村の公式ウェブサイトにおきまして広く周知を図ったところでございます。その結果、3者から指定の申請書が提出され、9月1日に指定管理候補者選定委員会を開催し、株式会社グッドスタッフを候補者として選定したところでございます。

なお、指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び球磨村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第6条の規定により、議会の議決を経て指定することとなっております。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

日程第13. 議案第65号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について

日程第14. 議案第66号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第15. 議案第67号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第16. 議案第68号 令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第17. 議案第69号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第13、議案第65号球磨村一般会計補正予算についてから、日程第17、議案第69号令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてまでは、令和7年度一般会計及び特別会計の補正予算についての議案ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第65号から議案第69号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第65号令和7年度球磨村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

歳出からご説明いたします。

予算書10ページの財産管理費では、渡地区遊水地事業の用地確保のため、エリア内の工作物を移転する工事を行います。また、塚ノ丸団地地内の2工区エリアの地盤材を均一化するため土砂入替え工事を行い、土砂入替え前に既に自費で工事をされた方につきましては補償を行います。

予算書11ページの児童福祉総務費では、国の事業基準額の変更に伴い、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業の各補助金を増額補正し、地域の子育て支援体制のさらなる充実を図ります。

予算書12ページの道路維持費では、国の補助金を活用して村道、河川の舗装工事を継続して行います。

予算書13ページの学校管理費では、冬季の衛生管理、給食の安定的な供給のため、給食室の老朽化した給湯器を更新いたします。

歳入につきましては、国・県支出金を事業費や交付決定等に合わせて補正するとともに、繰越金及び地方債等を追加しております。なお、繰越金は、介護保険施設事業者不正請求等事案に絡み、介護給付費返還に伴う一般会計の負担金を介護保険特別会計から繰り入れます。

また、地方債は、第3表にお示ししておりますとおり、橋梁長寿命化事業等の増額を行い、補正しております。

このようなことから、3,946万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ58億7,536万1千円とする予算を編成したところでございます。

各種事業で年度内での執行が完了できないと見込まれる事業につきましては、第2表で繰越明許費として追加のご提案を申し上げます。

次に、議案第66号令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、総務費において、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修業務委託料を増額し、国保連合会負担金を支出見込額に合わせて増額しております。

また、保険給付費において、一般被保険者における療養費及び高額療養費並びに保健事業費において、支出見込額に合わせて増額しております。

その他、諸支出金において事業実績による令和6年度特別交付金・償還金を計上しております。

歳入につきましては、国民健康保険システム改修業務の財源として、国庫支出金を減額並びに保険給付費及び保健事業の増額に伴い、県支出金を増額しております。

また、償還金の財源として、繰越金を増額しております。

このようなことから、今回は3,345万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億2,895万3千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第67号令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、総務費において子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けた後期高齢者医療システム改修業務委託料を増額し、繰越金において一般会計繰出金に合わせて増額しております。

歳入につきましては、後期高齢者医療システム改修業務の財源として一般会計繰入金を減額並びに繰越金において繰越額に合わせて増額しております。

このようなことから、今回は101万5千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ6,593万5千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第68号令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、介護報酬改正に伴うシステム改修費及び介護予防事業実績見込みに伴う会計年度任用職員の報酬及び料金を補正しております。

また、令和6年度介護給付費及び地域支援事業交付金において、国・県負担金の確定に伴う返還金を追加しております。

あわせて、介護保険施設事業者不正請求等事案に絡み、介護給付費返還に伴う一般会計への返還金を計上しております。

歳入につきましては、努力者支援交付金及び介護保険者機能強化推進交付金の決定により、国庫支出金を増額しております。また、介護保険施設事業者不正請求等事案に絡み、介護給付費返還に伴う返還金等を諸収入に計上しております。このほか、歳出の財源として繰越金を計上しております。

このようなことから、7,673万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億6,512万8千円とする予算を編成したところでございます。

最後に、議案第69号令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、施設整備費において、渡遊水地の築造に伴う渡排水管の架設計画を策定するための委託料を補正しております。それに伴い歳入につきましては、雑入補正を行っております。

このようなことから、587万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億4,133万9千円とする予算を編成したところでございます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

#### **日程第18. 同意第2号 球磨村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第18、同意第2号球磨村固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました、同意第2号球磨村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について提案理由をご説明申し上げます。

本村の固定資産評価審査委員会委員は、地方自治法第180条の5第3項の規定に基づき、球磨村税条例第78条の規定により、その定数を3人と定めております。これまで執務いただきました今村茂喜委員の任期が令和7年12月20日で満了いたしますことから、引き続き同氏を球磨村固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方自治法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今村氏につきましては、昭和43年に球磨村職員として採用されて以来、平成20年に退職されるまでの間、建設課長、総務課長などの要職を歴任され、村の振興、発展にご尽力をいただきました。また地域の方の信頼も厚く、固定資産評価審査委員として適任の方であると確信いたしております。よろしくご審議いただき、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

---

### 日程第19. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第19、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員は、本村におきまして3人の委員により、それぞれ3年の任期でお務めいただいておりますが、現在お務めいただいております吉田智子委員の任期が令和8年3月31日で満了いたしますので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員第6条第3項の規定により、議会のご意見を求めるものでございます。

吉田智子氏は、平成26年4月1日に法務大臣から委嘱を受け、人権擁護委員として職責、使命を深く認識されながら、現在4期目としてご活躍されております。また、元球磨村社会福祉協議会事務局長としてのご経歴をお持ちであり、人格、見識、識見ともに高く、広く社会の実情に通じられておられる方で、人権擁護委員としても最も適任と考えております。ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

---

### 日程第20. 発議第7号 球磨村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第20、発議第7号球磨村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出議員の説明を求めます。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 発議第7号につきまして提案の趣旨説明を申し上げます。

本議会においては、令和7年度第4回定例会において、次期一般選挙時からの議員定数を10人から8人とする条例の一部改正を行ったところであります。

これに伴い、議会委員会条例に規定する常任委員会の委員の定数を、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会それぞれ5人から4人に改正する議案を提出するものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の趣旨説明といたします。よろしくお願ひいたします。

---

○議長（舟戸 治生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月9日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前10時36分散会

---